【学生の皆さんへ】令和6年能登半島地震により被災された学生の 皆様への経済支援について

令和6年能登半島地震にて被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

1月1日に発生した、石川県能登地方を震源とする地震の影響により、大きな被害を受けた世帯の学生に対して、被災状況に応じて経済支援を実施します。対象に該当し希望される場合は、<u>学生課奨学掛</u>(以下の【問い合わせ先】)までご連絡ください。

(1) 支援対象者

災害救助適用地域の被災学生のうち、次の2点すべてに該当する者に対し、被災状況に応じて 授業料免除の支援を行います。※独立生計者は、持ち家の場合のみ対象となります。

① 令和6年1月1日以降発生した地震等において、学生または学資を主として負担する方(以下、「学資 負担者」という。)が災害救助法適用地域に居住し、罹災した事実を公的証明書(罹災証明書)等によ り証明可能な学生

災害救助法適用地域(JASSO ホームページ参照)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html

- ② 以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生
 - ○学資負担者が死亡または行方不明となった場合
 - ○<u>学生または学資負担者の居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」等したり</u> するなど若しくはそれに準ずる被害を受けた場合
 - ※以下に挙げている支援策については、対象者の範囲や申請書類が異なる為、詳細は以下の項目ごとの URL 等よりご確認ください。

(2) 申請書類

次に挙げている「I. 本学独自の経済支援について」 $1\sim4$ の支援策については、申請書類が必ず必要となります。

「Ⅱ.日本学生支援機構(JASSO)により実施している経済支援について」については、当該支援ごとに掲載しているURLより申請資格、申請方法等を確認いただき、申請期限までに手続きを進めてください。

・死亡または行方不明を証明する書類または

: 死亡診断書(火葬許可証)等のコピー

・災害により被災を受けたことを証明する書類:罹災証明書等のコピー

※支援策の種類や対象者により、提出書類が異なるため、詳細は以下 URL 等によりご確認いただき、

ご不明点等ありましたら、学生課奨学掛(以下の【問い合わせ先】)までご連絡ください。

※その他必要書類を求める場合があります。

(3)申請先

京都大学教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町吉田キャンパス本部構内 総合研究 10 号館 1F

電話番号:075-753-2536

メールアドレス: 840keizai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

窓口開室時間:平日9時~17時(土日祝日閉室)

I. 本学独自の経済支援について

今回の災害救助法適用地域での災害により、学資負担者が死亡または行方不明となった場合や、学生または学 資負担者が居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」等したりするなど若しくはそれに準ず る被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした場合、以下4点の支援を実施します(但し条件があります)。 なお、支援1~3についてはいずれも重複して支援を受けることが可能です。

◆申請期限:当該事由発生日より原則3ケ月以内(支援1~3)

3カ月以内の期限として設定しておりますが、例え罹災証明書の発行手続き中であっても、申請は受け付けますので、支援対象に該当すると判断された場合は、実態把握のため、早期の申請若しくは連絡をしてください。

1. 京都大学基金緊急支援一時金

·給付額:一時金25万円

参考 URL: https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/sonota

2. 修学支援金

·給付額:一時金10万円

・備考:上記、「1. 京都大学基金緊急支援一時金」の追加支援として、10万円をプラスで支援します。 ご不明点ありましたら、P3の下段に記載しております、【問い合わせ先】まで、ご連絡ください。

3. 令和5年後期授業料免除

・免除額:後期授業料の全額もしくは半額を免除

※既に後期の授業料免除の結果が、「全額免除」となっている場合は対象とはなりません。また、授業料免除結果が半額免除である場合は、その差額分を補填することとなります。

・備考:上記、「1. 京都大学基金緊急支援一時金」の基準に準ずるものとしますが、ご不明点ありましたら、 P3の下段に記載しております、【問い合わせ先】まで、ご連絡ください。

4. 令和6年度授業料免除(新入生含む)

- ・令和6年度の授業料・入学料の納付が困難な場合は、通常の授業料・入学料免除により、被災状況に応じて 授業料・入学料の全額もしくは半額を免除する場合があります。
- ・申請は令和6年3月から開始予定です。詳細については、京都大学ホームページでお知らせします。

Ⅱ. 日本学生支援機構 (JASSO) により実施している経済支援について

日本学生支援機構(JASSO)による支援については、以下に掲載している URL より申請資格・申請方法等確認いただき、申請期限までに手続きをすすめてください。

ご不明点等ありましたら、学生課奨学掛(以下の【問い合わせ先】)までご連絡ください。

1. (給付) 家計急変採用(給付奨学金)(学部学生のみ)

学資負担者が被災し、かつ一定の要件を満たした場合において、給付奨学金を希望する学部学生について、 家計急変採用で、該当者全員の推薦を随時受け付けます(但し、当該事由発生日より原則3カ月以内)。

参考 URL: https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

2. (貸与) 緊急採用 (第一種奨学金) · 応急採用 (第二種奨学金)

・奨学金貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該当者全員の推薦を随時受け付けます。

参考 URL: https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html

3. 災害支援金

・今回の災害により、<u>学生または学資負担者が居住する住宅</u>に床上浸水・半壊以上したりするなどの被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした場合、JASSO から支援金(10万円)の支給を行います。

・申請期限:災害がおきた日の次の月から数えて、6カ月以内

(例)「令和6年1月1日の震災により被災(半壊)した場合」:令和6年7月31日(消印有効)。

参考 URL: https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html

【問い合わせ先】

京都大学教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町吉田キャンパス本部構内 総合研究 10 号館 1F

電話番号: 075-753-2536

メールアドレス: 840keizai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

窓口開室時間:平日9時~17時(土日祝日閉室)